

文京区選挙管理委員会告示第十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十八条の規定により、別紙の者を本区の選挙人名簿から抹消した。

抹消事由 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったことによる。

令和八年六月一日

文京区選挙管理委員会



